

令和5年3月14日

令和6年度（令和5年度実施）奈良教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程一般選抜（現職教員特例）の出願資格における現職教員の要件の一部変更について（予告）

奈良教育大学

奈良教育大学（以下、「本学」という。）では、令和6年度（令和5年度実施）本学大学院教育学研究科専門職学位課程一般選抜（現職教員特例）の出願資格における現職教員の要件の一部について、下記のとおり変更しますので、お知らせします。

なお、下記以外の詳細については、「令和6年度奈良教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程一般選抜学生募集要項」（令和5年4月公表予定）をご参照ください。

記

1. 一般選抜（現職教員特例）の出願資格における現職教員の要件について

- ・ 一般選抜（現職教員特例）の出願資格における現職教員の要件を以下のとおり変更します。

○ 変更後（令和6年度一般選抜から適用）※ 下線は現行からの変更箇所を示す。

[現職教員の要件]

下記ア、イ又はウに該当し、かつ専任で在職のまま入学する者

ア) 学校教育法第1条に規定する学校の教員

学校の教員とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の教員をいう。

イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の保育教諭等

保育教諭等とは、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条に規定する職員（ただし、事務職員及び講師のうち保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事しないものは除く。）をいう。

ウ) 教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員で教育職員免許状を有する者

教育公務員とは、地方公務員のうち、公立学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって地方公共団体が設置するもの）の学長、校長（園長を含む。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

○ 現行

[現職教員の要件]

下記ア又はイに該当し、かつ専任で在職のまま入学する者

ア) 学校教育法第1条に規定する学校の教員

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の教員

イ) 教育公務員特例法第2条に規定する教育公務員で教育職員免許状を有する者

地方公務員のうち、公立学校（学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であって地方公共団体が設置するもの）の学長、校長（園長を含む。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員

以上

(本件問合せ先)

奈良教育大学入試課

TEL:0742-27-9126

FAX:0742-27-9145

Mail: nyuusi@nara-edu.ac.jp